

様式第2号（第5条関係）

平成30年4月9日

出張報告書

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町議会議員 鵜川和彦



このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 平成30年3月26日 ～ 平成30年3月26日まで
- 2 旅行先 東京都
- 3 目的 地方議会総合研究所研修受講
「議会基本条例の課題と処方箋」
「議会基本条例の活かし方」
- 4 関係書類 別紙のとおり



¥25,000

日 時	平成30年3月26日 10:00 ~ 13:00
視 察 先	アットビジネスセンター池袋駅前別館
調査事項	議会基本条例の課題と処方箋
対 応 者	講師 (株)地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬和彦
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背景 ② 特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提言、課題など)	栗山町は、全国で初めて議会基本条例を制定した。住民参加と情報公開が大きな柱である。 今、栗山町議会が取り組もうしているのは、議会の ICT 化・閉会中の文書質問・通年議会である。気になる制度としては、犬山市の市民フリースピーチ制度・小値賀町の模擬公聴会・大分市の高校生との意見交換会・可児市議会地域課題懇談会・宝塚市の自由討議・一般質問における論点の議会としての活用方法・所沢市議会事業評価などである。栗山町議会も先進事例を勉強したい。また、八尾市の選挙管理委員会との連携によるシチズンシップ・大分市議会と教育委員会との連携も参考にしたい。栗山町議会も大津市のように議会版 BCP を策定したい。 栗山町議会もまだ、議会改革第2ステージに突入していない。なんとか、町民の福祉増進のための施策を生み出したい。

日 時	平成30年3月26日 14:30 ~ 17:00
視 察 先	アットビジネスセンター池袋駅前別館
調査事項	議会基本条例の活かし方
対 応 者	講師 元衆議院法制局参事・ 議会事務局実務研究会呼びかけ人 吉田利宏
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背景 ② 特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提 言、課題など)	栗山町は、全国で初めて議会基本条例を制定しました。 条例策定の意味合いとして ①対議会内として、議会改革を後戻りさせない。のちの議会を縛る意味。 ②対執行部として議会改革の側面支援を実現させる。 ③対住民として、住民との約束を明らかにする。 対執行部では、二代表制を実現化するための規定の整備である。議会には、予算編成権も予算執行権もありません。これらはいくら条例で書いても得られることはありません。すなわち条例制定により政治的な力学を働かす必要がある。よく「二代表制の一翼を担う議会」という言葉をよく聞きます。もちろんその意味を理解している議会もありますが、なかには、執行部にも議会にも「議会の俺様宣言」としてしか聞こえない場合がある。議会基本条例は、「人格を持った議会」実現のための仕組みである。任意的条例の性格を持ち伝統的な法令事項では、ありません。「法律による行政の原理」から直ちに導かれる条例ではありません。 ここで議会基本条例と他の議会例規との関係を整理しておく。 条例のメリット:自治体の最高意思として示すことができる。デメリット:執行部の干渉(再議)を受ける可能性がある。フレキシブルに変更しにくい。 会議規則のメリット:議会の意思として誰にも干渉されず定めることができる。デメリット:標準会議規則を外れると不安。どのようなことまで定められるか不安。議会運営以外のことは定めにくい。 要綱・訓令・規定:メリット:議長の限りでフレキシブルに定められる。デメリット:規定しての重みが不十分。 議会規則:メリット:議会の意思として議会にかかわる条例の細部を定めることができる。デメリット:地方自治法上に根拠がない。議会でその必要性を主張しなければならない。 議会基本条例を定めるということは、いままでパッチワーク的にできていた議会のルールの上に一番大きなルールが乗っかるということを意味します。つまり議会基本条例を定めることは、すべての議会関係の例規や申合せなどを見直す作業が必要にな

	るということである。したがって議会運営についての重要事項が加わるなら、例えば、議長や副議長の立候補（所信表明）、議会報告会、自由討議など会議規則に追加する必要があるか検討するべきである。
--	--